

天理市監査委員に関する条例及び天理市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第20号

天理市監査委員に関する条例及び天理市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(天理市監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市監査委員に関する条例（昭和39年 3 月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第2 4 3条の 2 の 8 第 3 項」を「第2 4 3条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(天理市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月天理市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第2 4 3条の 2 の 8 第 8 項」を「第2 4 3条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。